

国際条約及び新規法令対応講座について

—STCW 条約第6章基本訓練にかかる技術講習—

○関 祐一*

1. 講習開始の経緯について

STCW 条約 2010 年マニラ改正により、船員は「個々の生存技術」及び「防火と消火」についての技能を維持していることを、5 年毎に証明することが義務づけられた。本年 1 月に条約が完全施行されたことを受けて、上記技術講習を開始したのでここに報告する。

2. 個々の生存技術講習

個々の生存技術講習では、以下の実技を実施している。

- (1) 救命胴衣を着用しないで浮く
- (2) 救命胴衣を着用して泳ぐ
- (3) 救命いかだに乗り組む
- (4) イマーシヨンスーツを着用して泳ぐ

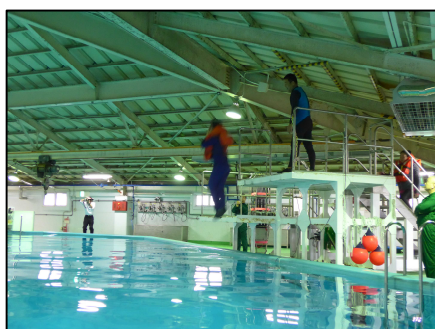


図1 高所からの飛び込み

“救命胴衣を着用して泳ぐ”実技には、高所からの飛び込み（図1 参照）、集団密集隊形等の各種姿勢が、更に“救命いかだに乗り組む”実技には、反転した救命いかだの復正が含まれる。なお、イマーシヨンスーツについてはオプションとなっている。

3. 防火と消火講習

防火と消火講習では、以下の実技を実施している。

- (1) 各種の持運び式消火器の使用
- (2) 射水消火、ホースハンドリング
- (3) 呼吸具の装着、消火活動、救助活動



図2 油火災の消火

消火器及び射水装置による消火は、海技大学校中庭に設置された海上コンテナを改造した訓練施設で行う（図2 参照）。

また、オプションとして自蔵式呼吸具を装着しての、消火活動及び救助活動を行う。これは、船内を想定した教室へ呼吸具を装着して入り、消火及び救助を行うものである。

4. 今後について

当講習は、現在以下の三個所で開講している。

- (1) 関東地区（横須賀市）※個々の生存技術講習のみ
- (2) 関西地区（尼崎市、芦屋市）
- (3) 九州地区（北九州市）

当面の課題としては、関東地区における防火と消火講習を早期に開始することと、講習の品質維持向上を図ることである。

参考文献

- 1) 独立行政法人海技教育機構 STCW 条約第6章基本訓練に係る技術講習資料

* 本部 教育研究課